

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p>沿革 (略)</p> <p><u>平成26年12月19日 一部改正</u></p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p>沿革 (略)</p>	
<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義 (略)</p>	<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義 (略)</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ～ 6 (略)</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ～ 6 (略)</p>	
<p>7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱について（平成26年12月19日 14-制度-00223）に規定する特約（以下「プラント等増加費用特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率</u></p> <p><u>保険料率(%) = (a X + b) × 0.2 × 付保率</u></p> <p><u>(i) 係数 a 及び b は、上記 2 (1) ③ の表における船後危険の係数 a 及び b とする。</u></p> <p><u>(ii) X は、対象工事開始予定日から起算した対象工事終了予定日までの日数（当該日数が 30 日未満の場合にあっては 30 日）とする。</u></p>	<p>7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	
<p>8 上記 1 から 5 まで及び 7 に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p>	<p>8 上記 1 から 5 まで及び 7 に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p>	

新	旧	備考
<p><u>(9) プラント等増加費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</u></p>		
<p>[2] ～ [10] (略)</p>	<p>[2] ～ [10] (略)</p>	
<p>Ⅲ その他 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 27 年 1 月 5 日から実施するものとする。</u></p>	<p>Ⅲ その他 (略)</p>	
<p><b>別表第 1</b></p> <p>企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数 c (小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までを有効とする。) は、次の 1 及び 2 に規定する係数を乗じて得た数値とする。</p> <p>1 信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、I L C により決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契約等又は代金等の支払人が開始日等において G S 格、G A 格、G E 格、S A 格、E E 格、E A 格若しくは P U 格の輸出契約等にあつては、1.00 とし、代金等の支払人が開始日等において E M 格又は E F 格の輸出契約等にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企業総合保険特約書第 5 条第 2 号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額 (以下「支払限度額」という。) を開始日等において E M 格又は E F 格の者について設定する場合 (貿易一般保険運用規程 (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034) 第 <u>61</u> 条第 2 項ただし書きに定める支払限度額の変更又は同条第 3 項に定める支払限度額の増額及び同条第 4 項に定める支払限度額の減額を含む) であつて、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第 <u>60</u> 条第 2 項に規定する暫定限度額に 2.0 を乗じて得た額を超える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、1.450 (小数点以下第 3 位までを有効とする。) を上限と</p>	<p><b>別表第 1</b></p> <p>企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数 c (小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までを有効とする。) は、次の 1 及び 2 に規定する係数を乗じて得た数値とする。</p> <p>1 信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、I L C により決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契約等又は代金等の支払人が開始日等において G S 格、G A 格、G E 格、S A 格、E E 格、E A 格若しくは P U 格の輸出契約等にあつては、1.00 とし、代金等の支払人が開始日等において E M 格又は E F 格の輸出契約等にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企業総合保険特約書第 5 条第 2 号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額 (以下「支払限度額」という。) を開始日等において E M 格又は E F 格の者について設定する場合 (貿易一般保険運用規程 (平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034) 第 <u>60</u> 条第 2 項ただし書きに定める支払限度額の変更又は同条第 3 項に定める支払限度額の増額及び同条第 4 項に定める支払限度額の減額を含む) であつて、設定する当該支払限度額が貿易一般保険運用規程第 <u>59</u> 条第 2 項に規定する暫定限度額に 2.0 を乗じて得た額を超える場合は、次の式により算定した係数とする。ただし、1.450 (小数点以下第 3 位までを有効とする。) を上限と</p>	

新	旧	備考
<p>する。  <math>(\text{支払限度額} \div \text{暫定限度額} - 1) \times 0.05 + 1</math>  注：（ ）内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ第1位までを有効とする。</p> <p>(2) 貿易一般保険運用規程第60条第4項1号又は第2号に該当する場合に支払限度額を設定するときには1.450。ただし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第2条第2項の規定により登録を削除して2年を経過していないものを除く。）を除く。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外の場合は1.00</p> <p>2 (略)</p>	<p>する。  <math>(\text{支払限度額} \div \text{暫定限度額} - 1) \times 0.05 + 1</math>  注：（ ）内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ第1位までを有効とする。</p> <p>(2) 貿易一般保険運用規程第59条第4項1号又は第2号に該当する場合に支払限度額を設定するときには1.450。ただし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第2条第2項の規定により登録を削除して2年を経過していないものを除く。）を除く。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外の場合は1.00</p> <p>2 (略)</p>	
別表第2 ～ 別表第6 (略)	別表第2 ～ 別表第6 (略)	